

第3回 那珂川町庁舎建設等検討委員会会議録

開催日時	平成23年10月28日（金）午後1時30分から3時40分
開催場所	那珂川町馬頭総合福祉センター研修室
出席委員	青山敏明、川上要一、橋本操、大金市美、阿久津武之、笥良夫、磯野均、深澤茂樹、和泉隆夫、梶原良成、山本示、塚原章一
欠席委員	今泉繁良、加藤陽、矢内修、永森正俊、岡一也
事務局	佐藤副町長 [総務課] 益子課長、佐藤係長、小松係長、菊地主事 [企画財政課] 藤田課長
傍聴人	8人

1 開 会

2 委員長挨拶

3 報告事項

1) 耐震診断結果を踏まえた対策

- ① 本庁舎危険箇所解体及び改修工事の概要について
 - 資料1に基づき事務局より説明
- ② 小川庁舎増築部分解体及び改修工事の概要について
 - 資料2に基づき事務局より説明

[質疑]

(0委員)

前回の資料4に3つの案があったと思うんですが、私の記憶では前回の会議ではどの案にするのかという形になっていたと思うんです。先程の説明はどの案に基づいて進んでいくということになったのか、ご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

一応当検討委員会におきましてご検討を賜ったわけですが、やはりどうしても余震等の兼ね合いの中から早急に改善を図らなければならないということを前提といたしまして、町執行部の判断に基づき緊急応急策というようなことで、議会の了解を得て進めさせていただいたということでご理解をいただきたいと存じます。

(0委員)

施工が始まっているということはお伺いしたんですが、一応この会議で検討したことで、どういう経緯でどの案を進めていくことになったのか説明いただければ。先程の説明を聞くと案の1かなという気はしますけれども。

(総務課長)

前回、3つの案を説明させていただきました。これに基づきまして皆様のご意見をお伺いしまして、その後の議会全員協議会におきましても議員さんの意見を拝聴いたしました。それらをもとに総合的に判断して、前回の資料に基づく案の1を基本に補正措置をいたしまして、一部解体及び改修工事を実施しております。

4 協議・検討事項

1) 庁舎整備について

① 庁舎の整備手法について

- 資料3-1～4に基づき事務局より説明

[質疑]

(0委員)

資料3-1で5つの整備手法を示していただいているわけですが、今の検討事項になじまないのがあると思うんです。適正な規模というところがあるんですが、そのような具体的なことは後で検討したほうがよろしいのではないかと。また、備考欄に八溝材、木造木骨、RC造耐震壁構造等の記載がありますが、そのような具体的な内容もこれからの検討していくのがいいと思うんですが。

できれば、このような具体的な内容は外していただいて、大きな5つの整備の方向を検討したほうがスムーズに議論もいくのではないかと思います、いかがでしょうか。

(事務局)

確かに0委員のおっしゃるとおりでございます。面積が入りますと、整備手法を選定いただく段階で影響してしまうこともありますので、適正な規模という面積については、今後この検討委員会の中で審議いただくとともに、また備考欄につきましての木造工法等については載せるべきではないと考えますので、よろしくご説明申し上げます。

(F委員)

庁内には庁内検討委員会と庁内検討委員会作業部会があり、課長級の職員と補佐級の職員で構成されているということですが、庁舎建設に当たって、係長以下の職員からの意見はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから資料3-4に記載がある点数についてなんですが、この1点の重みがよく理解

できないので、この辺のところも説明いただければ。

(事務局)

まず、1点目の質問についてなんですが、庁内には庁内検討委員会という課長職16名で構成されている組織がございます。それと、その下に庁内検討委員会作業部会という各課の調整担当課長補佐16名で構成されている組織がございます。この作業部会の調整担当課長補佐はその課をまとめている立場の者であることから、課内の意見を集約し、課内の意向を確認していると思いますので、一応係長以下の職員の意見も反映されているのかなと考えております。

次に、資料3-4に記載がある総合評価の点数についての重みであります。5点が一番優れており、1点が劣るということで、その尺度としましては、平均点が3点と考えてください。それよりも上ならば4点、5点です。それよりも下ならば2点、1点ですという考え方です。本庁舎、小川庁舎を改修して復旧する場合のアクセス性について、5点ということで説明させていただいたところではありますが、この考え方は現在両庁舎を使用しているため、アクセス性については変わらないため点数が高く、例えば現在の場所と違ったところに庁舎を建設した場合にはアクセス性についての点数は低くなるという考え方がございます。

(事務局)

あくまでも検討いただきます参考データということでお示ししてございますので、ご理解いただきたいと思います。

(E委員)

庁舎の整備手法分類の評価一覧表についてなんですが、これは庁内検討委員会、庁内検討委員会作業部会を構成している職員が評価したわけではありますが、職員だけで評価するのではなく、町民にも年代別にアンケートを実施し評価してもらおうということも必要だと思うんですが。

また、本庁舎も小川庁舎も改修工事をやっているところではありますが、どちらの庁舎を考えてもこれから10年、20年、30年利用することは難しいと思います。資料3-4に記載がある本庁方式により適正な規模で建替えの総合評価が4点になっていますが、私もこのような考え方がいいのかなと思っております。ただし、現在の位置に建て替えるにはちょっと敷地が狭く、隣接の用地を求めても大変じゃないかと思うんです。ですから、対等合併により誕生した那珂川町ですから、馬頭地区及び小川地区の町民の皆さんが納得いただけるような用地を購入して、これから20年、30年先を考えたまちづくりをするのが妥当ではないかと思います。

また、この用地選定に失敗いたしますと、分庁方式のほうが良かったということになる

と思いますので、そのこのところはよく検討していただきたいと思います。

(委員長)

まずは庁舎の整備手法について皆さんからのご意見をいただきたいと思います。その後位置関係、規模関係等について、どのように建設するのかという問題になってくるのかなと思います。整備手法についてご意見ございませんか。

(0委員)

E委員から長期的なスパンで考えて、20年、30年を見通してというお話が出たところなのですが、これから長期的に町をどのようにしていくのかということと大いに関わってくる問題なので、確かに長期的なことというのは非常に大事だと思うんです。この5つの整備手法の中でその時間的なことをどのように考えられているか、既存の庁舎を改修する場合、あるいは新たに建てる場合もちろんありますし、プレハブでやっていくといった場合にも何十年間プレハブでやっていくのかということもあります。そういう長期的な展望をお聞かせ願えますでしょうか。

(委員長)

それでは、先ほどのE委員と0委員の質問に対する説明をお願いします。

(事務局)

まずE委員からのご意見については、今後の課題ということで検討材料にさせていただきますと思います。

また、0委員からの長期的な考え方についてであります。分庁方式を継続した状態で復旧した場合、現庁舎についてそれぞれ50年、60年経過しているもので、それを改修したとしても建物寿命は延びるわけではないと考えております。

また、本庁舎、小川庁舎を建替える場合であります。建築寿命については、木造構造にしてもRC構造にしてもある程度の耐用年数は確保できると考えております。

本庁方式により建替える場合でも、新たに建築をするということになりますので、その点につきましては同じ考えでございます。プレハブ建築方式により建替える場合ありますが、プレハブ建築は建設工期の短縮については、1つの要素であると思いますが、建物の寿命は余り長くなく、10年前後と予想せざるを得ないという考えになってくると思います。既存の公共施設を利用する場合ありますが、既存の建物を使用するにしても、建築年数は30年以上経過している建物が多いため、少なくとも50年は使用できるという話はできないと考えているところでございます。

(委員長)

那珂川町のメインになる庁舎ですから、その長期的なビジョンをどう考えているのかという気持ちで聞いたと思うんですね。

(事務局)

町の基本方針としましては、長期的な視野に立った建築計画を考えているところであり、建物の寿命をもたせるといった庁舎像を基本テーマに描かせていただきたいと考えているところでございます。

(G委員)

本日の検討委員会において、この整備手法について結論を出すのか、それとも持ち帰って次回に結論を出すのか。どちらでしょうか。

(委員長)

できれば、本日の委員会で決めていきたいと思うんですが。どうでしょうか。

(G委員)

本日の検討委員会で結論を出すということでもいいんですね。

(委員長)

はい。

(事務局)

あくまでも、資料3-4の整備手法1番から5番までの方向性についての結論であり、例えば、どこに建設するのかではありません。

(G委員)

整備手法の1番から5番のうちどれが一番いいのかという結論はすぐに出ないかもしれませんが、長期的な視野に立った庁舎のあり方を考えると総合庁舎方式がこれからの理想であると考えております。

(委員長)

第2回検討委員会で最終的には本庁方式がいいだろうということで、皆さんから意見が出たんですが、本日の第3回検討委員会で正式にその手法を決めさせていただきたいと思えます。

(F委員)

現在は分庁方式ですが、例えば総合庁舎方式による総合庁舎が馬頭地区にあるいは小川地区にということになれば、いろいろな意見が出ると思いますが、住民の利便性や交通のアクセスは重要だと思います。

今の財政を見ますと、今後どうなっていくのか不安が大きいです。行財政改革は当然今後もどんどん実行していかなければならないと思います。無駄なものは削り、大きな出費は抑えるという形で改革していかなければならないというのが、これからの当然の流れかなと思います。

そういった行財政改革を考えると総合庁舎方式がよろしいのではないかなと思います。分庁方式の場合には、1つの庁舎で用が足せないという不便が出てくると思いますので、総合庁舎方式で1つの建物で用が足せると利便性も高く使いやすさもあるのではないかなと思います。

(N委員)

資料5の2ページに新たに建設する場合の金額と現庁舎を耐震改修する場合の金額が出ておりますが、耐震改修工事をした場合の約7億円は、町の一般財源から出るということなんです。新たに建設する場合の町の一般財源は約5億ですか。そうすると、約2億ぐらい一般財源が浮くわけですね。総合庁舎方式で地方債（合併特例債）をうまく利用しながら、総合庁舎を建設する方向で考えたほうがこれから先20年、30年を考えるといいような感じがするんですが。

(委員長)

財源については、この後に詳しくやるんだと思うんですが。

(事務局)

資料5に現庁舎を耐震化した場合の概算費用ということで、約7億円という数字を記載させていただいております。現庁舎の面積に㎡当たりの単価を掛け両庁舎の耐震改修費用を出したその合計金額が約6億9,100万円ということで、約7億円としたところであります。先ほどご説明したとおり、分庁方式である以上は合併特例債の使用は望めず、町の一般財源を持ち出しになってしまいます。

それと、資料5の2ページの表8についてであります。この中の総額に対する一般財源ということで約5億400万円という表示がありますが、現庁舎を耐震改修した場合のとの差額が約2億円ということでありますので、町の財政状況を勘案すると新たに建設した場合の方が優位な状況であるという説明でございます。

(P委員)

資料3-1に5つの整備手法の中にプレハブ建築等の構造についての記載がありますが、木造構造、RC構造及びプレハブ構造の構造等の問題については別に考えて、とにかくここについては、先に進めていくべきかと思うんですが。

〔「議事進行」と言う人あり〕

(事務局)

あくまでも構造的な問題でありますので、4プレハブ建築方式により適正な規模で建替える(1)の整備手法分類2に同じという部分は、2本庁舎、小川庁舎を適正な規模で建替えるにプレハブ建築も含めた構造を含めたものとする。また、4プレハブ建築方式により適正な規模で建替える(2)の整備手法分類3に同じという部分についても、3本庁方式(総合庁舎方式)のより適正な規模で建替えるにプレハブ建築も含めた構造を含めたものとするという考え方でいかがなものでしょうか。

(委員長)

よろしいですか。

(P委員)

はい。

(K委員)

資料が大変よくできており、判断する材料には十分な資料だと思います。皆さんの意見も出ているようなので、この辺で整備手法については決定し、次に議事を進めてもらいたいと思うんです。私は本庁方式に賛成です。

(委員長)

ありがとうございました。皆さんからの意見が出ましたので、きょう欠席した委員からコメントがございます。事務局お願いします。

(事務局)

A委員並びにC委員からのご意見をご報告申し上げます。まず、A委員におかれましては、整備手法分類の3である本庁方式(総合庁舎方式)について了解するということでもあります。1つだけ付記をさせていただくならば、現在、分庁方式でやっている実情を踏まえ建設箇所については、住民の利便性を考慮すること。その2点をA委員から伺っております。

次にC委員におかれましては、今後の町の行く末を考えた場合には、整備手法分類の3で

ある総合的な庁舎の整備を図るべきであるが、構造等については今後の検討課題としてくださいという内容でありましたので、ご報告申し上げます。

(委員長)

皆さんのご意見を聞いていますと、当委員会として本庁方式で新庁舎を建設するが、その規模等については、この後に検討することとし、整備手法については本庁方式で新庁舎を建設するというところでよろしいですか

[「異議なし」と言う人あり]

(委員長)

それでは、異議がないようですので、本庁方式で新庁舎を建設することで決定いたします。

② 庁舎の適正な規模について

○ 資料4に基づき事務局より説明

[質疑]

(0委員)

現在の職員数から割り出した面積が4,600㎡ということではありますが、20年、30年、あるいはもっと先のことを考えていくと、日本全体が少子化になってくるという状況で、あと40年もしたら8,000万人台になってしまうというデータもあります。町も人口が減らない努力はされていると思いますが、それでも人口が減ってしまう可能性が高いという情勢の中で、現在の状況だけを加味してこの規模を検討するというのはちょっと難しいのではないのかなど。将来を見越して最低限のところということも考えなければならぬのではないかなと思うんですが。その辺の検討はいかがでしょうか。

(事務局)

0委員のおっしゃるとおりでございます。これはあくまでも基礎データとしてお示しをさせていただいたところでございますので、0委員のご意見については、当委員会で密に練っていただき、ご検討いただければありがたいと考えております。

(B委員)

第2回の資料にも総務省や国土交通省の算定方法の基準というのが記載されていたと思うんですが、今回の資料と見比べると、いろいろところで数字が絞られていると思われるのですが。その辺を説明していただければと思います。

(事務局)

資料4の2ページのケーブルテレビ放送センター、なす風土記の丘資料館、それと上下水道庁舎については、あえて二線引きで消してありますが、ケーブルテレビ放送センターについては、指定管理者に移行することによって、職員はどういう形をとるべきなのかということを考え、なす風土記の丘については、現在職員を派遣している状況であることを考え、上下水道庁舎については、今後長い目を見た場合での人事管理を想定した場合には、一括集中して人員管理をしたことを考え、面積の中にそれらの職員数を勘案し計算したために、第2回の資料から若干面積、人数等は変わっている状況であります。

(F委員)

健康管理センター、地域包括センターや福祉センターも将来的には、1つにまとめたほうがいいのかなど。行財政改革を踏まえ、そうなった場合には庁舎内に入る職員数の変更は大いにあるのかなと思います。

(委員長)

F委員の意見はごもっともだと思います。これは素案だと思いますので、皆さんからの意見があればこれらの数字は変わってくるのかなと思います。

(副町長)

職員数の設定については、いつの時点にするのかは大きな分かれ目だと思います。建築した段階ですべての課が入れるような状態を設定する考え方が1つ。それから、将来の職員数が10年後、20年後に減少したときに1つにし、それまではどこかの施設に分庁するという考え方があるかと思いますが、町としては1つの庁舎に入れるような状態をまずは設定していこうかなというのが考えであります。

(委員長)

それでは、休憩いたします。再開は3時20分といたします。

[休 憩]

(委員長)

これはあくまでも素案ですから。これで進めるということによろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

(委員長)

ありがとうございます。それでは、当委員会の意向としては、庁舎の規模については約4,600㎡、駐車場の規模については160台、庁舎敷地面積の規模については約14,000㎡を想定し、新庁舎を建設するということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

③ 庁舎整備の概算費用について

○ 資料5に基づき事務局より説明

[質疑]

(0委員)

概算費用が示されており、その仮定として木造ということで検討されているんですが、どういう形でそういう方向を仮定しているのか伺いたと思います。確かに木材の産地という理由はあると思うんですけども。

(事務局)

木造にこだわっているわけではありませんが、実は町有財産として相当な面積の山を持っております。その中でも製材として出荷できるような70年以上経過した山が何十町歩もございます。そういった町有財産である八溝材を使用できればなという考えも一部はあるところでございます。

(委員長)

町が誘導しているような説明になってしまったんですが、あくまでも誘導していることではなくて、建築の㎡単価を25万円位で押さえられる建物をつくりたいというのが基本的な考え方です。あくまでも当委員会の中でそういった木造の建物にするべきか、RCの建物にするべきか、鉄骨造にするべきか、その辺も含めて委員さんのご意見をいただければと思います。

(F委員)

八溝材と言われているスギ、ヒノキについては、他の地域から八溝材は素晴らしいという話を聞きました。そのPRと言ったらおかしいと思いますが、そういった特徴を生かせるような建築物がいいのではないかと思います。賛成です。

(G委員)

同じような意見なんですけど、今度の17日、18日に木造で建てた庁舎を行政視察に行くわけですが、以前にも学校関係の木造校舎を見たことがあるんですよ。職員の対応が先

だとは思いますが、木造というのは温かみを感じるので、ぜひ私も木造の庁舎というのが今後那珂川町の庁舎にはふさわしいのかなと。また、八溝材の産地でもありますので、ぜひそういうのを造ってもらいたいなと思っておりました。

(E委員)

1番最後のページの表9に宮代町が出ており、宮代町の場合は延床面積が約4,220㎡で那珂川町が想定している面積と同等であり、事業費については建築費全体で11億3,000万円となっておりますが、この中に用地についてはどうなっているのかお聞きしたいんですが。

(委員長)

わかりますか。

(事務局)

建築費の算定資料ということでご理解いただきたいと思います。

(E委員)

この建設費に用地費をプラスしても、町が想定している金額17億をはるかに下回るなと思っているので、質問しました。

(委員長)

これには造成費は入ってないんですよね。

(事務局)

あくまでも建築費算定の比較ということで出したものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

(P委員)

木造でいくとかどうかを決めるわけじゃないですよね。

(委員長)

今の段階ではまだです。

(P委員)

鉄骨もRCも木造もいいところがある。この建築費用を想定するための基礎ですから。構造は設計にもよって変わってきますので、構造はここで決めるのではなく、概算費用と

ということでどうでしょうかということですか。

(委員長)

そうですね。

(P委員)

そうすると、この基礎ベースで進めていって、細部については今後検討していくということが進めたほうがいいのではないのかと思いますが。

(事務局)

今後、これに肉付けをさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひいます。

(O委員)

設計料・工事監理料について、3,500万円見込まれているんですが、この設計料では一流のところには頼めないと。設計者の力量でほとんど建物の質が決まってしまうので、よい庁舎ができるようにその辺も検討いただきたいと思ひいます。

(委員長)

今後の検討すべき点かと思ひいます。庁舎整理の概算費用について、事務局から素案ということで提示しておりますが、この約17億円よりはオーバーせず、圧縮していくという方向だと思ひいます。そのようなことで皆さんよろしいですか。

[「結構です」と言う人あり]

(委員長)

今後いろいろな意見が出るかと思ひますが、そのように進めていきたいと思ひいます。

2) 消防庁舎の用地について

(委員長)

次に、協議・検討事項の2) 消防庁舎の用地についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

庁舎整備の方向性につきましては、総合庁舎方式として建て替えるとの方針をいただいたところでありますが、建設場所を含めた詳細計画については今後の検討課題ではありません。

す。仮に本庁舎、小川庁舎、既存の公共用地を利用するとした場合、本庁舎の必要敷地面積は約14,000㎡、消防庁舎の必要敷地面積が約8,000㎡となり、併設する場合には、合計22,000㎡となり、かつ消防庁舎については、ヘリポート設置の要件も必要不可欠であることから、併用できる面積はあるにしても、条件に合った用地の確保は困難性があると考えられます。

また、消防庁舎については、広域においての建設計画に対し、工程の遅れが懸念されているところでもあります。従いまして、現段階での新庁舎と消防庁舎の併設は見合わせ、次回検討委員会に提出を予定している建設候補地につきましては、新庁舎・消防庁舎それぞれの基本的な条件を勘案し、分離した状態でお示しいたしたく考えたものでありますので、よろしくご指導賜りたいと思います。

[質疑]

(F委員)

経費の面からいえば、役場庁舎と消防庁舎は同じ敷地のほうがいいかと思いますが、近年、救急車の出動がかなり多くなっており、ヘリポートも設置するという事になれば、恐らくかなりの騒音になり、役場の仕事に影響が出るのではないのかと思います。ですから、消防庁舎に関しては、役場庁舎と別に考えたほうがいいのではないのかと思います。

(事務局)

今後の検討委員会では、新庁舎並びに消防庁舎のそれぞれの候補地については、分離した状態でお示ししたいと事務局としては考えております。

(委員長)

第1回の委員会において、町長のあいさつの中で消防庁舎も含めて皆さんにご検討願いたいというあいさつがあったものですから、ただいまの事務局の説明があったと思います。

(Q委員)

そうすると、町の意向としては消防庁舎の敷地も考えてくれと言ってることですね。

(委員長)

この委員会は、庁舎建設等委員会ですから、そういうことで町長は初めにあいさつしたと思います。併設して1カ所の場所にと初めは考えたんですが、事務局から説明があったように22,000㎡という用地というのは、いろいろな規制を外したりするのに相当時間がかかるということでもあります。広域の議長さんも傍聴に来ていらっしゃいますが、消防庁舎は広域が事業主体であり、1市1町に消防庁舎が2つ建設するわけでございますが、1市1町でその用地については確保してくださいということでもありますので、何箇所か候補地を提出してもらって、そこで決めてもらいたいというのが今の事務局の考え方だ

と思います。そのような方向でよろしいですか。

〔「結構です」と言う人あり〕

(委員長)

それでは、当委員会の意向としては、消防庁舎の用地については新庁舎に併設するのではなく、別な適正な場所に建設するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

(委員長)

それでは、そのように決定をいたします。

6 その他

7 閉会